

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会はオンラインと対面を組み合わせで開催し、ライブ配信による動画中継での公開にて行わせていただきます。

また、本日、食品衛生・技術審議官の中山は、公務のため欠席となります。御了承くださいますようお願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

現時点で、農薬・動物用医薬品部会の委員10名中10名の御出席を頂いており、部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。また、大山委員より、14時頃に御退席予定との御連絡を頂いております。

なお、大山委員、折戸委員、加藤委員、近藤委員、須恵委員、瀧本委員、田口委員、中島委員、野田委員は、オンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受け取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ、議題1のポリオキシシンD亜鉛塩について、中島委員より該当の御報告がございました。ポリオキシシンD亜鉛塩の審議について、中島委員は、食品衛生基準審議会参加規程に基づき、審議で意見を述べることができ、最終的な議決にも参加できることを御報告させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては堤部会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○堤部会長 部会長の堤です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、「議事次第」、「委員名簿」、「オンライン会議の事前共有事項」のほか、資料1から6、参考資料1から2、「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。このうち、資料1-1から資料5-1が本日御審議等いただく各品目の報告書案等、資料1-2から資料5-2が各品目の食品安全委員会の通知書または評価書でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれま

しては、本日の会議の進行については、「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。本日は、議題1としまして、農薬5剤の審議を行います。

なお、部会資料の作成に当たりましては、関係委員の方に御検討いただき、事前に頂いた意見を踏まえた上で本日の資料としております。

それでは、議題1の農薬「エスプロカルブ」の審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1-1を御覧ください。

本剤は、農薬取締法に基づく再評価により御審議をいただくもので、平成24年以来の4回目の審議となります。

本剤は、現行の残留基準の見直しが行われることから、本部会の審議後に食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

1ページ、「1. 概要」です。本剤は、チオカルバメート系の除草剤で、その化学名、構造式は記載のとおりで、IUPAC名、CAS名、構造式に軽微な修正をしています。

2ページ、本剤の国内における適用の範囲及び使用方法は、別紙1のとおりで、前回部会以降に農薬登録が失効した製剤を削除し、現行の農薬登録に基づき更新しております。後ほど御確認いただきます。

次に、「3. 代謝試験」です。代謝試験の項目は、前回まで記載がなく、今回追記しております。植物代謝試験で10%TRR以上認められた代謝物はありませんでした。代謝物一覧には、分析対象となっている代謝物Bを記載し、併せて構造式も記載しております。

「4. 作物残留試験」についてです。

今回、(1) 分析の概要、①分析対象物質に追加・変更がなく、②分析法の概要では、前回記載されていなかった分析法を追記し、記載の整備を行っています。

3ページ、(2)、作物残留試験成績については、別紙2に小麦の1圃場の試験成績を追加しています。

次に、「5. 魚介類における推定残留濃度」です。環境省は、(1) 水域環境中予測濃度の水田PECtier2を0.16  $\mu\text{g/L}$ と評価し直したことから、4ページ、(3) 推定残留濃度を0.14  $\text{mg/kg}$ に修正しました。

次に、6. ADI及びARfDの評価です。ADIは前回からの変更はありませんが、ARfDは今回設

定されました。

次に、「7. 諸外国における状況」は、前回からの変更はありません。

5ページ、「8. 残留規制」です。

(1) 残留の規制対象は、エスプロカルブとするで、前回からの変更はありませんが、選定理由の記載整備を行いました。

(2) 基準値案は別紙3のとおり。

「9. 暴露評価」の対象については、前は設定がなく、今回新たにエスプロカルブとするとして、選定理由は記載のとおりです。

①長期暴露評価結果は、一番高い幼少児でも1.6%となっております。

6ページ、②短期（1日経口）暴露評価は記載のとおりで、摂取量はARfDを超えていません。これらの暴露評価の結果については、別紙4及び別紙5で御確認いただきます。

7ページ、別紙1の国内の適用の範囲及び使用方法で、移植水稻、小麦及び大麦の使用方法を示しています。

8ページ、別紙2、国内の作物残留試験結果です。網かけしている小麦の1圃場が今回新たに提出された試験成績です。

9ページ、別紙3、基準値案です。米、小麦、大麦の基準値は、残留基準設定の基本原則の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方」に基づき設定しました。魚介類の推定残留濃度を0.14に変更しましたが、基準値案は0.2のままとなっております。

10ページの別紙4、長期暴露評価、引き続き11ページ、12ページの別紙5、短期暴露評価の詳細を記載しています。御確認ください。

最後に、15ページが答申（案）となっております。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○堤部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会において4回目の審議になります。農薬の再評価に伴い審議するもので、事務局からも説明があったとおり、本部会の審議後に食品健康影響評価の要請を行うものです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ポツの概要になりますが、こちらはIUPAC名、CAS名を修正して、構造式についてはR体を表記しまして、その下の化合物名にはラセミ体の追加となっているかと思えます。こちらについては、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次のページ、2ポツの適用の範囲及び使用方法に移りたいと思います。こちらは変更が行われておりまして、別紙1、ページ7になるかと思えますが、こちらについて、登録が失効した項目が削除されて、新たに説明があったように水稻の5%粒剤、あと小麦と大麦の適用が追加されているかと思えます。こちら委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の3ポツ、代謝試験のほうに移りたいと思います。こちらは新規に

記載されたもので、植物代謝試験で10%TRR以上の認められた代謝物はなかったとのことでした。代謝物一覧のほうには代謝物Bが記載されているかと思います。こちら先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の4ポツの作物残留試験に移りたいと思います。こちらは追記が行われておりまして、分析対象化合物については前回から変更がないのですが、(1)の分析法の概要について追記した上で記載整備が行われております。こちら、いかがでしょうか。分析法担当の先生方、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、(2)作物残留試験結果になります。こちらですが、小麦1圃場の試験成績が追加されております。別紙2の8ページの網かけ部分が該当するかと思います。こちらの記載についてもよろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の5ポツの魚介類におけます推定残留濃度のほうに移りたいと思います。こちらですが、(1)にありますPECtier2が前回から変更されたため、その後の(3)の推定残留濃度が前回よりも低くなっているかと思います。こちらについても委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の6ポツ、ADIとARfDの評価のほうに移りたいと思います。ADIについては、前回から数値の変更はなく、ARfDについて、今回新たに設置されたものになります。こちらについてもよろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の7. 諸外国における状況に移りたいと思います。こちらにつきましては、前回から変更ありませんので、飛ばして、次に移りたいと思います。

8. 残留規制になりますが、規制対象としては親化合物で、変更なしとのことで、選定理由の記載整備を行っているかと思います。

(2)の基準値案については、別紙3の9ページに示したとおりで、太枠内の数値が今回は「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方」に従いまして、低い基準値案になっているかと思います。また、魚介類については、PECが変更になったものの、基準値には影響しなかったとのこと。委員の先生方、いかがでしょうか。御意見等ございますか。

ないようでしたら、次の9. 暴露評価のほうに移りたいと思います。暴露評価の対象につきましては、こちら親化合物、エスプロカルブのみとなっております。選定理由については、前回記載がなかったということで、今回新たに記載されております。

長期暴露評価については、別紙4、10ページを見ていただきたいと思います。こちらのほうに掲載されておりまして、数値が見直されております。ADIと比べまして、最大でも幼少児で1.6%となっております。

また、新たに短期暴露評価が記載されておりまして、こちらは別紙5-1と5-2、11～12ページになりますが、こちらが追記されております。こちらいずれにおきましてもARfDを下回っている結果となっているかと思います。こちらについても委員の先生方、いかがでしょうか。御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

そのほか、全体を通して御意見ありましたらよろしくお願いいたします。ないでしょう

か。

ないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 それでは、これで確定させていただきたいと思いますが、ありがとうございました。

それでは、次の農薬「エタボキサム」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2-1を御覧ください。本剤については、ミニトマトへの適用拡大に伴う基準値設定依頼について御審議いただくもので、前回、令和2年の部会審議以来、今般で3回目の審議となります。

今般の部会報告書案につきましては、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、提出された作物残留試験成績に基づき、前回からの変更点を取りまとめて作成しております。なお、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書に添付しておりますので、適宜御参照をお願いします。なお、本剤については、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うこととしています。

1ページ目の本剤の概要です。本剤は、チアゾールカルボキサミド系の殺菌剤で、今般、化学名のIUPAC名を記載のとおり修正する案としております。なお、CAS名、構造式等については記載のとおりで、前回部会からの変更はございません。

続いて、「2. 適用の範囲及び使用方法」を別紙1に示しています。後ほど説明いたします。

続いて、「3. 代謝試験」については、変更はありません。

「4. 作物残留試験」についてです。

まず、(1) 分析法については、前回からの変更はございません。

(2) 作物残留試験結果について、ミニトマトの試験成績を追加し、概要を別紙2に示していますので、後ほど説明します。

続いて、項目5、ADI及びARfDについては、さきの審議の際に評価結果を記載しており、変更はございません。

2ページ目に移ります。「6. 諸外国における状況」についても、前回部会の審議と同様で、変更はございません。

項目7、(1) 残留の規制対象はエタボキサムであり、前回からの変更はなく、選定理由は記載整備をした記載のとおりです。

(2) 基準値案の別紙3については、後ほど説明します。

項目8、(1) 暴露評価対象はエタボキサムであり、前回からの変更はなく、選定理由は記載整備した記載のとおりです。

(2) 暴露評価結果については、前回の審議時と異なり、長期暴露評価は、作物残留試験

成績の平均値から中央値を用いた評価に変更しています。EDI試算の結果として、最も高い幼少児で12.3%のADI比となっています。こちらは、後ほど別紙4で御確認いただきます。

また、②の短期暴露評価については、急性参照用量を超えていないことを確認しております。

それでは、別紙について御説明します。

4ページ目、別紙1の適用の範囲及び使用方法です。適用拡大がなされたミニトマトを追加し、網かけをしています。

続いて、5ページ目、別紙2において、今回提出されたミニトマトの作物残留試験成績に網かけをしています。

続いて、6ページ目、別紙3の基準値案について説明します。レタスについては、独立した施設における作物残留試験成績であることが確認できたため、サラダ菜及びリーフレタスの合計3例で、またトマトについては、今回追加されたミニトマトの作物残留試験成績及び既存のトマトの作物残留試験成績の7例から基準値を設定する案としております。なお、ぶどうについては、2機関分析の平均値より基準値を見直しする案としております。また、基本原則に基づき、はちみつについて新たに基準値を設定する案としております。

7ページ目の別紙4は、長期暴露評価の推定摂取量です。

8ページ目、別紙5-1、9ページ目、別紙5-2は、国民全体及び幼少児の短期暴露評価の推定摂取量です。

最後に答申（案）を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本剤ですが、ミニトマトへの適用拡大ということで、本部会におきまして3回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。事務局からも説明がありましたとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず最初に、1ポツの概要になります。こちらは、IUPAC名のみ、軽微な修正がされているということですが、委員の先生方、何か問題等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、2ポツの適用の範囲及び使用方法のほうに移りたいと思います。こちらですが、ミニトマトへの適用拡大が追記されております。別紙1、ページ4をめくっていただきたいと思いますが、こちらのミニトマトが網かけで追記されているかと思ひます。こちらにつきまして、委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の代謝試験に移りたいと思います。3ポツの代謝試験ですが、こちらは変更がありませんので、次に移りたいと思います。

4ポツの作物残留試験になりますが、(1) 分析の概要については変更がないとのことで、(2) 作物残留試験結果にミニトマトの作物残留試験の結果が追記されております。別紙2の5ページを見ていただくと分かるかと思ひますが、網かけされている部分が追記部分に

なります。こちらですが、委員の先生方、何か御意見等ございますか。

お願いいたします。

○大山委員 マイナーコメントで恐縮ですが、トマトの下のきゅうりの圃場Aに範囲外でない井マークが示されているのですけれども、それに対応する斜体が外れてしまっているように思います。恐らく400Lが適用外と思われますけれども、その辺り、ちょっと御確認いただいて、修正されるようでしたら修正をお願いします。

○堤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

○事務局 はい。

○堤部会長 そのほかに何かございますか。

ないようでしたら、次の5ポツに移りたいと思います。こちら、ADI及びARfDの評価になります。数値などの変更がないということなので、次に移りたいと思います。

6ポツの諸外国における状況につきましても変更なしということですので、飛ばしたいと思います。

次が7. 残留規制になります。(1)の残留の規制対象には変更がないということで、選定理由の記載整備のみとなっております。

(2)の基準値案については、別紙3、6ページとなります。こちらの太枠内の値が変更されているかと思えます。データの見直しと、あとは作物残留試験データの追加があったトマトが、ミニトマトはトマトと統合されて基準値案とされているかと思えます。こちら委員の先生方、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の8. 暴露評価のほうに移りたいと思います。こちらですが、(1)の暴露対象については、前回から変更なしで、親化合物のみとなっております。こちら選定理由について記載整備が行われております。

長期の暴露評価につきましては、別紙4、7ページになるかと思えます。こちらになりますが、最も高かった幼少児でもADIの12.3%となっております。

短期暴露評価につきましては、別紙5、ページが8と9です。いずれもARfDよりも若干高いものも幼少児のほうでは見られますが、それでもARfDを超えていない結果となっております。こちらについても、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、そのほか、全体を通しまして御意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

御意見がないようであれば、先ほどの大山委員から御指摘いただいた修正をもって確定とさせていただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきたいと思います。

次は、農薬「トリフロキシストロビン」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3-1を御覧ください。

本剤につきましては、おうとうの国内の適用拡大、米国のたまねぎ等及びEUのえんどうまめのインポートトレランス申請に伴う基準値設定依頼について御審議いただくもので、令和4年以来、5回目の審議となります。

今回の部会報告書案につきましては、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がないことから、前回からの変更点を取りまとめて作成しております。また、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜御参照をお願いします。

また、本剤については、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うこととしています。

1ページ目、本剤の「概要」です。本剤は殺菌剤で、化学名、構造式等については、前回部会からの変更はございません。

「2. 適用の範囲及び使用方法」では、国内を別紙1-1に、海外を別紙1-2から1-5に示しています。後ほど御説明いたします。

続きまして、「3. 代謝試験」については、記載の変更はありませんが、代謝物略称一覧については、新たに分析対象として加わった代謝物を記載しています。

2ページ目、「4. 作物残留試験」についてです。まず、(1)分析の概要です。国内及び海外においては、新たに提出された作物残留試験について、分析対象物質及び分析法の概要を追記いたしました。

3ページ目、下のEUの試験においては、えんどうまめで分析対象物質の追加があり、親化合物の異性体及び代謝物Bの異性体を測定しております。

4ページ目、(2)作物残留試験結果について、国内の作物残留試験では、かんしょの試験成績を追加し、概要を別紙2-1に示しています。

海外の作物残留試験では、キャベツ、たまねぎ等の作物残留試験成績を追加しております。概要を別紙2-2から別紙2-5に示しております。別紙2については、後ほど御確認いただきます。

続きまして、「5. 魚介類における推定残留濃度」ですが、こちらは変更ございません。

4ページ目、下の「6. 畜産物における推定残留濃度」については、2021年にJMPRの飼料由来負荷の値が更新されましたので、5ページ目に記載しておりますように、推定残留濃度の値を掲載しております。

6ページ目、7ポツ、ADI及びARfDの評価については、さきの審議の際の評価結果を記載しており、変更はございません。また、本剤についてはARfDの設定は不要とされております。

「8. 諸外国における状況」についても、前回部会の審議時と同様で変更はございません。

「9. 残留規制」、(1)残留の規制対象は、はちみつが追加されていますが、前回から変更はなく、理由については記載を整備しておりますが、記載のとおりとなっております。

基準値案の別紙3については、後ほど御説明いたします。

7ページ目、「10. 暴露評価」の暴露評価対象は前回から変更はなく、選定理由は記載の整備をしております。記載のとおりです。



(2) 暴露評価結果です。こちらはEDI試算の結果として、最も高い幼少児で21.4%のADI占有率となっています。こちらは、後ほど別紙4で御確認いただきます。

それでは、別紙について御説明いたします。

9ページ、適用の範囲及び使用方法については、国内は別紙1-1、海外は別紙1-2から1-5に示しております。今回、基準値設定依頼のあった項目に網がけをしております。

続きまして、16ページ、別紙2-1から別紙2-5が作物残留試験の一覧です。今回提出された作物残留試験結果に網がけをしております。別紙2-1の国内作物残留試験では、同一資料を分割して2つの分析機関で測定した場合は平均値を採用することとしております。

暴露評価に当たり、国内の作物残留試験において代謝物Bが測定されていない作物については、補正係数を乗じて代謝物を含む総残留濃度を算出いたしました。補正係数は今回大幅に見直しをしております。JMPRの評価書の作物残留試験成績より、できるだけ近い作物群の中の同一か、または近い適用回数のもので同一のPHIの試験結果を用いて算出しております。

続きまして、24ページ、別紙3の基準値案について御説明いたします。今回、インポートトレランス申請のあった作物には登録の有無の欄に「IT」と、適用拡大申請のされた作物には「申」を記載しております。

また、2022年に国際基準の追加がありましたので、ベリー類等に国際基準を参照する案としております。

また、前回部会までは、米国・豪州及びニュージーランドの基準値をそのまま参照しておりましたが、これらの国の規制対象には代謝物Bが加わっているのに対しまして、日本の規制対象は親化合物のみということで、作物残留試験成績の親化合物の残留濃度からOECD calculatorを用いて再計算し、基準値を見直す案としております。

別紙4は長期暴露評価結果です。

最後に答申（案）を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会におきまして5回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。事務局からも説明がありましたとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行います。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず最初ですが、1ポツの概要は変更ございませんので、飛ばして、次の2ポツに行きたいと思います。

適用の範囲及び使用方法ですが、こちらは変更があったということで、国内につきましては別紙1-1、9ページに網がけされているおうとうの使用時期ですね。PHIが14日から7日に変更になったことと。あと、海外につきましては、別紙1-2から1-5、11ページから15ページになるかと思いますが、たまねぎとかにんにく、あと13ページのEUにおきましては豆

が追記されております。こちらについては、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、3ポツの代謝試験のほうに移りたいと思います。こちらは、データについては変更ないのですが、作物残留試験で新たに加わりました分析対象の親化合物と代謝物Bの異性体が追記されております。こちらについてはいかがでしょうか。御意見等ありましたらお願いいたします。ないでしょうか。

ないようでしたら、次の4. 作物残留試験に移りたいと思います。

まず、(1) の分析の概要につきましては、今回、米国とEUの試験法等が新たに追記されております。こちらですが、分析担当の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、(2) の4ページ、作物残留試験の結果のほうに移りたいと思います。こちらですが、国内ではかんしょが追加されております。こちらは、別紙2-1で16ページ、網かけの部分になります。そのほか、代謝物Bが測定されていない場合につきましては、先ほど説明がありましたが、補正係数を使用して算出しているとのことになります。また、米国につきましてはたまねぎ等、EUにつきましてはえんどうまめ等の作物残留試験結果が追記されております。こちらは、別紙2-2と2-3、ページで言いますと18、19、あとEUにつきましては21になります。こちらについては、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の5ポツの魚介類におけます推定残留濃度に移ります。こちらは変更がないということですので、次の6ポツに移りたいと思います。

6ポツは畜産物におけます推定残留濃度になります。(1) の分析の概要については変更がないということで、(2) の家畜残留試験のほうについて変更があったということになります。こちらですが、家畜残留試験の飼養データには変更がなかったということですが、最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷の値が変更になりまして、JMPRの値に基づいて、今回はそれを用いております。前回より値が大きくなっているかと思います。

それに伴いまして、推定残留濃度、資料で言いますと表2-1と、ページめくりまして表2-2、これらの値が変更になっております。こちらについてですが、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の7ポツですが、こちらはADI、ARfDの評価ですが、変更がなかったということで、次に進みます。

8の諸外国における状況につきましても変更がなかったということで、次に進みたいと思います。

9. 残留規制になります。(1) の残留規制の対象につきましては、はちみつが追記されております。前回から内容については大きな変更はなくて、選定理由の記載整備がされております。

(2) 基準値案については、別紙3、ページで言うと24から27ページになりますが、太枠

内のものが変更のあったもので、申請のあったおうとうのほか、IT申請のものや、あと作物残留データの見直しなどで変更になっているとのことでした。こちらについても、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の10ポツの暴露評価に移りたいと思います。暴露対象については変更なしとのことで、選定理由につきましても内容に大きな変更はなく、記載整備がされております。

(2) の長期の暴露評価の結果については、詳細は別紙4、28から30ページに掲載されております。最も高いものでも、表を見ますと、幼少児でADIに対して21.4%となっております。

短期暴露評価につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、設定の必要がないということなので、評価が行われておりません。

こちらについても、委員の先生方、何か御意見等ございますか。

ないようでしたら、そのほか、全体を通しまして御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○大山委員 ちょっと戻っていただいて済みませんけれども、別紙1-3です。

○堤部会長 EUでの使用方法。

○大山委員 使用回数のところ、小麦、ライ麦は2回で、「以内」は必要ないですか。ちょっと御確認いただけますか。

○堤部会長 「以内」の文言が抜けているというふうに御指摘でしょうか。

○大山委員 そうです。

○堤部会長 その辺、事務局のほうで御確認をお願いいたします。

○大山委員 お願いします。

○堤部会長 ありがとうございます。

そのほかになにか委員の先生方からございますか。

ないようでしたら、先ほどの大山委員から御指摘いただいた修正を確認した後、確定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、農薬の「ピカルブトラゾクス」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 ピカルブトラゾクスについて御説明させていただきます。資料4-1を御覧ください。

本剤は、適用拡大申請に伴い御審議いただくもので、令和5年3月以来、5回目の審議となります。

提出された作物残留試験成績に基づき、前回審議からの変更点を取りまとめて作成して

おります。なお、本剤については、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がないことから、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

1ページを御覧ください。項目1の「概要」にありますように、本剤の分類（用途）は農薬（殺菌剤）です。

化学名、構造式等について、前回部会から変更はございません。

項目2の「適用の範囲及び使用方法」については、別紙1にて後ほど御説明させていただきます。

項目3の「代謝試験」は、前回部会から変更はございません。

項目4「作物残留試験」です。

(1) の分析の概要については、前回部会と変更はございません。

(2) 作物残留試験結果については、国内でセルリー、すだち、かぼす等の試験成績を追加しております。試験成績の概要については、別紙2にて後ほど御確認いただきます。

続いて、項目5のADI及びARfDの評価については、前回の部会審議から変更はなく、ARfDの設定は必要なしと評価され、先の審議の際の評価結果を記載しております。

次の2ページを御覧ください。項目6「諸外国における状況」についても、前回の部会審議から変更はございません。

項目7の「残留規制」です。規制対象は、前回部会と同様にピカルブトラゾクス及び代謝物Bといたしました。選定理由は、記載整備を行い、記載のとおりです。

基準値案については、別紙3にて後ほど御説明させていただきます。

次に、項目8の「暴露評価」です。暴露評価対象につきましても、前回と同様に、ピカルブトラゾクス及び代謝物Bといたしました。選定理由は、記載整備を行い、記載のとおりです。

続いて、暴露評価結果です。長期暴露評価につきましても、3ページの表を御覧ください。長期暴露評価については、平均値から中央値を用いた評価に変更し、EDI試算結果として最も高い幼少児で34.0%のADI占有率となっております。こちらは、後ほど別紙4にて御確認いただきます。

それでは、別紙について御説明いたします。

4ページから5ページが別紙1、国内での適用の範囲及び使用方法です。今回、適用拡大申請がなされたセルリー、かんきつ、いちじくに網がけをしております。

6ページから8ページが別紙2の作物残留試験一覧表で、作物残留試験成績をお示ししております。別紙1と同様に、新たに提出されましたセルリー、すだち、かぼす、ゆず、いちじくの試験成績結果に網がけをしております。

次に、9ページから10ページが別紙3の基準値案です。基準値設定依頼のあった食品名に「申」の文字を記載しています。セロリ、なつみかんの果実全体、いちじくで設定したその他の果実などです。基準値を見直したものについては、いずれも太枠でお示ししておりますが、レタスについては、独立した圃場における試験成績であることが確認できたため、

リーフレタス2例とサラダ菜1例の合計3例として基準値を見直す案といたしました。トマトについては、OECDが示している計算方法による再計算によって基準値を見直す案といたしました。今回、作物群登録がなされたかんきつ類については、統計学的解析を行い、母集団を同じとみなせることから、データを統合し、基準値を設定する案としております。

続いて、11ページが別紙4です。長期暴露評価の推定摂取量の詳細をお示ししております。

最後に、15ページからが答申（案）となっております。

事務局からの御説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本剤ですが、適用拡大に伴い、本部会において5回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。事務局からの説明がありましたとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うことになります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず最初の1ポツの概要ですが、こちらは前回から変更がないとのことですので、次に移りたいと思います。

2ポツの適用の範囲及び使用方法になります。こちらは追記がありまして、別紙1-1、ページ4と5を御覧いただければと思いますが、適用拡大申請のありましたセルリー、かんきつ、いちじくが網かけで追記されております。こちらについて、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の3ポツの代謝試験のほうに移ります。こちらですが、前回より変更がないということですので、次に移りたいと思います。

次の4ポツの作物残留試験になります。こちらは追記が行われておりまして、(1)の分析の概要については変更ないんですが、(2)の作物残留試験のほうに追記がされております。別紙2、6ページから7、8を御覧いただければと思いますが、網かけで示されていますように、セルリー、すだち、かぼす、ゆず、いちじく等の試験結果が追記されております。こちらについて、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。次の5ポツのADI及びARfDの評価と、続きまして、6ポツの諸外国におけます状況ですが、こちら、両方とも変更がないということですので、次に進みたいと思います。

7ポツの残留規制のほうですが、規制対象については変更がなく、親化合物とその代謝物Bとなっております。選定理由のほうにつきまして、記載整備が行われております。

(2)の基準値案につきましては、別紙3、9ページと10ページを御覧いただきたいんですが、こちらに示されておりまして、今回申請がありましたセロリやかんきつ類、下のほうのみかんとかレモン。そのほか、データの見直しを行ったということで、太枠内の基準値が変更になっております。こちらについても、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、8ポツの暴露評価のほうに移りたいと思います。こちらの暴露評価対

象にも変更はなく、親化合物と代謝物Bとなっております。選定理由の記載整備のみが行われております。

(2) の長期の暴露評価につきましては、最も高かったもので幼少児の34%となっております。詳細については、別紙4、ページで言うと11ページになります。

そのほか、短期暴露につきましては、ARfDの設定の必要がないということで、評価は行われておりません。こちらにつきましても、委員の先生方、いかがでしょうか。御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通しまして御意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。ないでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきます。

それでは、最後の剤になりますが、農薬の「ポリオキシシンD亜鉛塩」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料5-1を御覧ください。ポリオキシシンD亜鉛塩について説明させていただきます。

てんさい、ブロッコリー等の新規及び拡大申請に伴う基準値設定依頼について御審議いただくもので、令和5年11月部会に引き続きまして、今回が4回目の審議となります。

今回の基準値設定案に当たっては、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。部会報告書案につきましては、前回部会からの変更点を中心に取りまとめております。

1ページ目、項目1「概要」を御覧ください。本剤の分類は農薬で、ヌクレオシド系の殺菌剤です。

化学名、CAS番号、構造式、物性については、資料に記載したとおりです。なお、構造式については、以前の部会まではイオン型の構造式を記載しておりましたが、ISOの記載にある分子型の構造式に記載を整備し、分子量についても再計算しております。

項目2「適用の範囲及び使用方法」については、新たな適用の範囲及び使用方法について、今般の基準値設定依頼の作物を追記しております。後ほど御確認していただきます。

項目3「代謝試験」については、変更ございません。

項目4「作物残留試験」については、(1) 分析の概要は変更がなく、2ページ目の(2) 作物残留試験結果について試験成績を追記しております。これについても後ほど御確認をお願いいたします。

項目5、ADI等につきましては、さきの審議の評価を記載しておりまして、変更はなく、

本剤については、ARfDの設定の必要はないと評価されております。

項目6「諸外国における状況」です。前回から変更ありません。JMPRにおいて、毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されております。

項目7「残留規制」です。選定理由を整備しておりますが、規制対象に変更はありません。

項目8、暴露評価対象は、ポリオキシシンDとしております。前回と変更はありません。選定理由は、米国評価書を参照して記載整備をしております。

続きまして、①長期暴露評価は、作物残留試験成績の中央値を用いたEDI試算において、幼少児を含む全てのグループでADIを超えてはおらず、非常に低い値となっております。

部会の報告書の説明はここまでです。

次に、別紙について御説明いたします。

4ページ目が別紙1です。新しい適用として、てんさい及びブロッコリー等に網がけされております。

6ページ目が別紙2です。新しい作物残留試験成績として、てんさい及びブロッコリー等に網がけされております。

7ページ目が別紙3です。登録有無の欄に「申」の記載があるものは、国内登録申請に伴い基準値設定依頼がなされた基準値です。申請のあった作物について、新たに基準値を設定する案としております。

8ページ目が別紙4です。長期暴露の評価の結果を示しております。なお、急性参照用量については、設定の必要はなしと評価されております。

11ページ目が答申（案）です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございました。

本剤は、本部会におきまして4回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。事務局からも説明がありましたとおり、毒性や代謝に新たな知見がないということで、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず最初ですが、1ポツの概要になります。こちらですが、構造式のところ、ISOなどに従いまして、今回は分子型の構造式を記載して、分子量も修正されたとのことです。こちらについてですが、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、次の2ポツの適用の範囲及び使用方法に移ります。こちらは追記がされておまして、別紙1、4ページと5ページを御覧いただければと思いますが、新しい適用として、網かけのもの、てんさいとかブロッコリー、にらといったものが追記されております。こちらにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の3ポツの代謝試験になりますが、こちらは前回から変更がないと

のですので、飛ばしまして、4ポツの作物残留試験のほうに移りたいと思います。(1)の分析の概要については、前回から変更がないということで、(2)の作物残留試験結果のほうについて追記がされております。別紙2の6ページになりますが、こちらに網がけで新たな作物残留データが追記されているかと思います。こちらにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、5ポツのADI及びARfDの評価のほうに移りますが、こちらも前回から変更がないとのことですので、飛ばしまして、次に移りたいと思います。

次の6ポツの諸外国における状況になりますが、この項目につきましても前回より変更がございませんので、飛ばしまして、7ポツの残留規制のほうに移りたいと思います。こちらですが、(1)残留の規制対象につきましては変更はなく、ポリオキシシンDとなっております。選定理由につきまして、記載整備が行われております。

(2)の基準値案につきましては、別紙3の7ページを御覧いただきたいのですが、今回申請がありました、「申」の文字があるところですね。これらの食品につきまして、太枠で基準値案が示されているかと思います。こちらにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

なければ、次の8ポツの暴露評価のほうに移りたいと思います。暴露評価対象につきましても前回から変更なしとのことですので、ポリオキシシンDとなっております。選定理由につきまして記載整備が行われております。

長期暴露評価につきましては、こちらの表のとおりになりますが、全てのグループで非常に低い値、0.0といった値となっております。詳細につきましては別紙4を御覧いただきたいのですが、ページで言いますと8ページのほうになるかと思います。全ての年齢、グループにおきましてADI比がゼロとなっているかと思います。こちらにつきましても、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、その他、全体を通しまして御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

折戸先生、お願いいたします。

○折戸委員 細かいところで恐縮です。5ポツのところ、ADIなのですが、7.2 mg/kg。kgと体重の間は、ほかのところはスペースが空いているかなと思いますので、その点だけよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。修正させていただきます。

そのほか、何か委員の先生方、御意見等ございますか。

ないようでしたら、先ほど折戸委員から頂いた点を修正いたしまして、確認しまして、確定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の審議事項は全て御議論いただきましたが、審議結果の食品衛生基準審議会での取



扱いにつきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました「食品衛生基準審議会における確認事項」において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、資料中の表の右側に、本日の部会で御審議いただいた農薬5剤について、いずれの区分にて取り扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項である、エスプロカルブ、エタボキサム、トリフロキシストロビン、ピカルブトラゾクス、ポリオキシシンド亜鉛塩については、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4(報告)としております。

なお、エスプロカルブ、エタボキサム、トリフロキシストロビン、ピカルブトラゾクス、ポリオキシシンド亜鉛塩について、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明があった食品衛生基準審議会での取扱い原案につきまして、御質問、御意見等ございますか。

特にないようでしたら、本部会としてそちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続について説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 本日、御審議等いただきました農薬5剤につきましては、修正の必要なしとされた品目については、本案をもって確定させていただきます。また、修正の必要ありとされた品目、エタボキサム、トリフロキシストロビン、ポリオキシシンド亜鉛塩については、御確認いただいた修正版をもって確定させていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント、WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○堤部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、続いて、議題2のほうに移りたいと思います。資料6「再評価に係る運用の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料6を御準備ください。再評価に係る運用の見直しについて御説明いたします。

農薬の再評価については、平成30年の農薬取締法の改正により、全ての農薬について、定期的に最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みとして再評価制度が導入されております。本部会においても、農林水産省から資料等が共有された農薬から順次御審議いただいているところです。

2ページをお願いします。お示ししている資料は、令和7年4月22日に開催された食品安全委員会の資料になりますが、再評価スキームについて、下側の流れのとおり変更することとなりましたため、御報告いたします。本部会での再評価対象品目は、本日の部会で御審議いただきましたエスプロカルブで3品目めとなったところ、再評価全体を円滑に進めるため、再評価スキームを変更することとなったものです。

この変更については、部会での審議内容に影響するものではなく、手続に関するものとなります。具体的には、食品安全委員会への食品健康影響評価に係る評価要請を、農林水産省からの評価要請時点に一元化するほか、農林水産省と消費者庁で審議状況を共有しながら並行して審議を進めることにより、手続が効率化され、再評価全体にかかる時間が短縮されるものと考えています。今後、現在食品安全委員会で評価中の品目も含め、食品安全委員会での評価が終わった農薬から、新スキームに従い手続を進めることとなります。

続きまして、3ページをお願いします。再評価制度については、定期的に安全性等の再評価を行う仕組みですが、農薬登録の失効により再評価の対象とならない農薬についても、基準値が設定されているものについては、基準値の観点での見直しを進めていくこととしたいと考えております。現在、農林水産省から、農薬登録が失効している農薬が約600成分あると情報提供を受けております。

資料、左側にお示ししております分類のイメージを御覧ください。農薬登録が失効している農薬は、平成18年5月29日に導入されましたポジティブリスト制度前に失効した品目が大部分になります。これらについては、対応方針①のとおり、制度導入時に一律基準管理となっておりますが、農林水産省からの情報提供に基づき精査し、順次対応の検討を進めることとしたいと考えております。

また、ポジティブリスト制度導入後に失効した品目については、基準値が設定されているものについて、対応方針②にお示ししておりますが、国際基準や海外主要国の基準の有無等を確認し、必要に応じて残留基準を見直すほか、諸外国の意向を確認し、基準値を削除することに問題がないと考えられる品目については、食品安全委員会への意見聴取、食品衛生基準審議会への諮問等を経て、一律基準管理へ移行することとしたいと考えております。

資料6の御説明は以上でございます。

○堤部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

○事務局 次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の部会を終了したいと思います。

それでは、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございました。御退室のほど、よろしくお願いいたします。お疲れさまです。